

問本石岡市役所本庁舎 支八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料

補助金 あなたの「出会い」サポートします！

▼市内の未婚者を支援するため「いばらき出会いサポートセンター」入会登録料の一部を補助します。

補助対象／市内在住で、12月28日までに入会登録の意思がある人

補助額／5000円（入会登録料3年間1万1000円）  
必要書類／□いばらき出会いサポートセンター登録補助金交付申請書□同意書□独

身証明書（本籍がある自治体で発行）□認め印  
注意事項／入会前に申請が必要

いばらき出会い

サポートセンターとは？

▼県と県労働者福祉協議会が共同で設立した、結婚を希望する独身の人に「出会いの場」の提供や相談を行うための結婚支援組織です。成婚数は2100組以上、会員数は約2500人を誇ります。

問本コミュニティ推進課  
Tel 23・7304

補助金 チャイルドシート購入に補助金

対象／次の全てに該当する人  
・国交省の安全基準に適合するチャイルドシート購入予定者

・申請日に6歳未満の乳幼児の親権を有している、もしくは申請日に妊娠中で母子健康手帳の交付を受けている人またはその配偶者

・親権を有する人またはその配偶者および乳幼児が市内在住

補助額／購入価格（税込）の2分の1（1台5000円まで）  
必要書類／□購入予定のチャイルドシートの見積額（税込）□チャイルドシート購入補助金交付申請書□認め

印□母子健康手帳（出産前に申請の場合）  
注意事項／乳幼児1人または母子健康手帳1冊につき1台1回限り。購入前に申請が必要

受付窓口／コミュニティ推進課（本庁）・総務課（支所）

問本コミュニティ推進課  
Tel 23・7304

おしらせ リサイクルチャイルドシート無料貸出

▼市民の皆さんから提供されたチャイルドシートを市がクリーニングし、希望者へ無料で貸出をしています。在庫状況により数か月お待ちいただくこともありま

す。希望される人はお電話ください。  
対象／市内在住で6歳未満の乳幼児の親権を有しており、自動車免許とチャイルドシートを装着できる車両を保有（使用）している人

必要書類／□チャイルドシート貸出（更新）申請書□認め印

不用になった

チャイルドシート募集

▼ご家庭で不用になったチャイルドシートがありましたら市へ寄附をお願いします。

問本コミュニティ推進課  
Tel 23・7304

石岡市公式 Twitter 運用中！



@k\_ishioka 石岡市

補助金 踏み間違い防止装置整備費補助金



▼高齢者の交通事故防止を図るため、後付けで「踏み間違い防止装置」を整備する場合に補助金を交付します。

対象者／  
・満70歳以上の市民（令和2年4月1日現在）  
・自動車運転免許証を保有している人

・整備する自動車車検証の使用者が、本人または同一住所の家族であること  
※営利用の車両への整備については対象外です。

対象となる費用

踏み間違い防止装置の本体と取付けに要する費用  
※国のサポカー補助金など、他の補助金が交付されている費用は除く

補助額／対象経費の2分の1

（100円未満切り捨て）  
補助上限額／  
障害物検知機能付き  
2万5000円

障害物検知機能なし

1万5000円

必要書類／□踏み間違い防止装置整備交付申請書□見積書（原本）□車検証（写し）□運転免許証（写し）□認め印

注意事項／整備前に申請が必要  
問本コミュニティ推進課  
Tel 23・7304

相談 暴力・虐待・いじめ 相人権相談窓口

全国一斉女性の人權

ホットライン

▼専門の相談員が、夫やパートナーからの暴力やストーカー被害などに悩む女性の相談に電話で応じます。

期間／11月12日（木）～18日（水）  
午前8時30分～午後7時  
（土日は午前10時～午後5時）

実施機関／水戸地方事務局・県人権擁護委員連合会

（全国共通ナビダイヤル）  
Tel 0570・070・810

※※掲載しているイベント・募集情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて中止または変更になる場合があります。また、開催の場合でも感染症対策を行った上で実施します※※

**お知らせ**  
国民年金保険料の控除  
証明書を送付します

▼国民年金保険料は、所得税・市県民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額（過去の年度分、追納された保険料も含む）が社会保険料控除の対象となります。令和2年1月1日～9月30日に納付した人には11月上旬に、10月1日～12月31日の間に今年はじめに納付した人には令和3年2月上旬頃に、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には添付してください（領収書でも申告可）。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も本人の社会保険料控除に加えることができます。

☎日本年金機構  
ねんきん加入者ダイヤル  
Tel 0570・003・004  
※050から始まる電話でかける場合  
Tel 03・6630・2525

**お知らせ**  
忘れてませんか？  
国民健康保険・後期高齢者医療制度の手続き

▼国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入・脱退するときは、世帯主や後期高齢者の人が14日以内に届出をしなければいけません。次のようなときには手続きが必要で、

- ①職場の健康保険からの脱退・加入
- ②転入・転出
- ③出生・死亡

詳しくは市ホームページでご確認ください。

※保険税（料）の納付は口座振替が便利です。納期限ごと自動振替になるので、納め忘れの心配がなくなります。

☎本保険年金課  
（国保） Tel 23・5557  
（後期） Tel 23・7318

国民健康保険の届出については  
こちら▼

後期高齢者医療制度については  
こちら▼



**お知らせ**  
高齢者対象  
歯科健康診査

▼高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。

期間／12月31日困まで

※休診日は除く  
場所／県歯科医師会に所属の事業実施歯科医療機関  
料金／無料

※引き続き治療を行う際は、別途治療費がかかります。

対象者／県後期高齢者医療広域連合の被保険者で次の生年月日の人

- ①昭和19年4月1日～昭和20



年3月31日生まれ  
②昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれ  
③昭和9年4月1日～昭和10年3月31日生まれ

※対象となる人には8月中旬頃に案内を送付しています（施設入所者などは除く）。

申込方法／事業実施歯科医療機関へ予約の上、受診

☎県後期高齢者医療広域連合事業課  
Tel 029・309・1212



## 歯の何でも電話相談

歯医者さんに聞けないこと、入れ歯のこと、お子さんの歯の悩み、インプラント、矯正、口臭の悩み、顎関節症、歯周病、ブラッシングの仕方、料金のことなど、歯に関する悩みや質問を無料で電話相談します。

匿名で相談できますので、お気軽にお電話ください。県保険医協会の歯科医師が相談に応じます。

日時：11月15日☎

午後1時～4時

☎（一社）県保険医協会

Tel 029-823-7930

## 広告掲載欄